

令和 7 年度姫路市外国人材定着・確保支援事業
業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 6 月

姫 路 市

1 募集の概要

本要領は、令和 7 年度姫路市外国人材定着・確保支援事業業務（以下、「本業務」）を委託するに当たり、業務全般に関して最も適正な企画力、技術力、実施体制及び実績をもった事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

- (1) 業務名
令和 7 年度姫路市外国人材定着・確保支援事業業務委託
- (2) 業務委託者
姫路市（以下「本市」という。）
- (3) 業務概要
別紙要求水準書のとおり
- (4) 業務期間
委託契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日まで
- (5) 提案上限金額
15,685,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成 25 年 3 月 25 日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第 3 条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (3) 競争入札の参加資格等について（平成 23 年姫路市告示第 408 号。以下「告示第 408 号」という。）第 5 項の規定により業者登録名簿に登録され、かつ、「広告、催事、展示」の業種及び「イベント企画演出、会場設営」の詳細業種について競争入札に参加する資格を有していること。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。
- (5) 次の全てに該当すること。
 - ア 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止措置（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
 - イ 指名停止等措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本関係
次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。
 - (ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する２者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 平成２７年４月１日以後に完了した以下のいずれかの業務の履行実績を元請として有すること

① 対面での企業の人材確保に関する勉強会又はセミナーの企画及び運営

② 就職に関する合同企業説明会等の企画及び運営

３ プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市観光経済局商工労働部労働政策課（以下、「労働政策課」という。）

〒６７０－８５０１ 姫路市安田四丁目１番地

電話 （０７９）２２１－２０９４

FAX （０７９）２２１－２５０８

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和７年（２０２５年）６月１６日から 令和７年（２０２５年）８月２０日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成２年姫路市条例第１５号）第２条第１項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	労働政策課

４ プロポーザル実施に係るスケジュール

	項 目	日 時
１	公告及び要求水準書等の公表	令和７年６月１６日
２	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和７年６月３０日午後４時まで
３	参加資格確認結果の通知	令和７年７月２日
４	プロポーザルに関する質問受付期限	令和７年７月８日午後４時まで
５	プロポーザルに関する質問への回答	令和７年７月１１日午後１時以降
６	提案資料提出書類の受付期限	令和７年７月２２日午後４時まで
７	契約候補者の特定・通知	令和７年８月４日

8	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年8月20日
---	-----------------	-----------

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 業務実績調書（様式第2号）
- (ウ) 関連企業申告書（様式第3号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）（公告日以後に発行されたもの（写し可））

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）6月16日から 令和7年（2025年）6月30日午後4時まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	労働政策課 （参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 （ https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/category/xxxxxxx.html ））

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

オ 提出場所

労働政策課

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年6月26日午前9時から同月30日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年7月2日中に参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年7月8日正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により労働政策課に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続きを行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第4号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

roudou@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年7月8日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年7月11日午後1時以降

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「令和7年度姫路市外国人材定着・確保支援事業業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

- (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式第6号-2、第7号、第8号-1、-2、第9号（各添付資料を含む）には、提案者が特定できるような表示及び記載のないものとする。こと。（各添付資料を含む。）
には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。こと。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによる。こと。

(4) 提出場所

労働政策課

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年7月16日午前9時から同月22日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市外国人材定着・確保支援事業業務審査委員会（以下「委員会」という。）において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問及びヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

下記評価基準に基づき、委員会の委員 5 名が評価を行い、各委員の評価点の合計により算出する。（４５０点満点）

項 目 (提案資料対応様式)	評価基準	配点
1 業務の実施体制		
業務実績 (様式第6号-1)	・当該企業が本業務と同種の業務実績を有しているかを評価する。 ・同種の業務実績の中で、大規模な勉強会又はセミナー（対面で集客100人以上）と外国人留学生向け合同企業説明会の両方の実績があるものを高く評価する。 ・外国人留学生向け合同企業説明会をより高く評価し、大規模な勉強会又はセミナー（対面で集客100人以上）を高く評価する。	10
実施体制 (様式第6号-2)	業務を遂行する上で十分な人員を確保しているかなど実施体制を総合的に評価する。	10
2 業務の実施方針		
業務の実施方針 (様式第7号)	・企業の人材確保を支援し、外国人材の就業・定着を促進することに対する認識、課題、解決策と本業務への取組について評価する。 ・業務の目的について理解し、業務の実施に関する知識や取組意欲を十分に有しているものを高く評価する。	5
3 業務内容の提案		
(1) 雇用人材確保支援勉強会 (様式第8号-1)	・市内を主とした播磨圏域連携中枢都市圏の企業が中長期的な視野を持って人材確保の取組を進められる勉強会の企画提案を評価する。 ・基調講演及び事例発表について、多数の企業への訴求が可能な講演内容及び講演者をより高く評価する。 ・多くの参加者（企業）を得るために効果的な広報ができると認められるものをより高く評価する。	25
(2) 外国人留学生向け合同企業説明会 (様式第8号-2)	・外国人留学生を対象に市内を主とした播磨圏域連携中枢都市圏の企業の魅力をPRする合同企業説明会を実施することで、グローバル人材の就業・定住を促進するための企画提案を評価する。 ・外国人留学生（要求水準書5(2)ア②(ア)と(イ)両方）に市内企業の魅力を知ってもらう企画としてより効果的なものをより高く評価する。 ・留学生の募集に当たり実施する具体的な方策（大学へのアプローチ、送迎バスの運行などの参加者増への取組）が効果的なものをより高く評価する。 ・提案者のリソース・ネットワークを活用した広報、WEBサイトへのアクセス増の取組が効果的なものをより高く評価する。	30
4 工程表		
工程表 (様式第9号)	・業務の内容を理解し、的確なスケジュール設定ができているかを評価する。 ・必要なスケジュールが、適切な作業期間を設定して組まれているものをより評価する。	10

※ 1 下表のとおり 5 段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	A と C の中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50

D	C と E の中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（見積金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の事業費（見積金額）に記載された見積金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（見積金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（見積金額）に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20 \text{ 点} \times (\text{全提案中最低の見積金額} / \text{提案者が示す見積金額})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の合計と事業費（見積金額）に関する評価点の合計により算出する。（470点満点）なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（見積金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年8月4日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市の指定する期日までに、本件業務の見積書を労働政策課に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年8月20日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 提案資料は、契約書の一部とする。

- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

11 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により労働政策課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
- なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

12 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

13 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

14 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

15 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続に

おける不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙「公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。